

木・庄-14 港湾環境整備事業（中川運河緑地）

機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
小区分	身近な水辺の親水性の向上				
テーマ区分	森づくり	郷づくり	まちづくり	川・里海づくり	
対象区分	ハード	ソフト	登録年度	平成 19 年度	
実施主体	名古屋港管理組合		一覧表番号	154	
取組の内容	<p>1 取組の目的、背景及び必要性 市街地の貴重な水辺空間を活用して、人々が水辺に近づき、憩うことのできる空間として、港と都心を結ぶ快適な水辺環境軸を形成するため、中川運河において緑地を整備する。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水辺空間を活用した親水プロムナード等の整備 ・ 実施場所 中川運河の中川口 (3. 2ha) 昭和橋地区 (0. 8ha) 堀止地区 (1. 1ha) (計 5. 1ha) ・ 実施時期 中川口地区の整備(平成 9 年度～19 年度)堀止地区(平成 20 年度着手) <p>3 取組の連携・協働</p> <p>—</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 港湾法、名古屋港港湾計画</p>				
指標とする項目	緑地整備面積	指標の説明	—	—	—

木・庄-15 堀川の総合整備

機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
小区分	生活排水対策、直接浄化対策、底質改善対策、水質等の調査、清掃活動等、水資源の効率的利用、地下水の環境用水利用、身近な水辺の親水性の向上、活動支援等				
テーマ区分	森づくり	郷づくり	まちづくり	川・里海づくり	
対象区分	ハード	ソフト	登録年度	平成 19 年度	
実施主体	名古屋市		一覧表番号	190～198	
取組の内容	<p>1 取組の目的、背景及び必要性 堀川は、「“うるおいと活気の都市軸・堀川”を再びよみがえらせる」という目標を達成するため、整備を進めている。 また、堀川では、健全な水環境系の構築が重要であることに鑑み、生物生息環境の確保と人と自然の豊かなふれあい活動の場の確保を目的として、水質及び水量の改善を図っている。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 護岸の整備 ・ 実施場所 黒川地区 : 0. 6km (完了) 、納屋橋地区 : 0. 4km、白鳥地区 : 2. 6km、名城地区 : 1. 6km、松重地区 : 1. 7km、洲崎地区 : 1. 3km また、堀川全川において水質及び水量の改善を図る。 <p>3 取組の連携・協働 水質調査を市民団体等と連携して行っている。堀川一斎大掃除。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>				
指標とする項目	護岸整備延長	指標の説明	—	—	—

天白川・山崎川等流域の取組一覧

取組番号	取組名	小区分	機能区分					テーマ区分			
			きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化	森	郷	まち	川・海
天・山-1	合流式下水道の改善	生活排水対策	●						○	◎	
天・山-2	水生生物調査	水質等の調査	●						◎		
		動植物の調査・保全			●				◎		
天・山-3	水質環境目標値市民モニタリング	水質等の調査	●						○	◎	
		モニタリングの実施		●					○	◎	
天・山-4	水源涵養林育成事業	森林の整備・保全		●				◎			
天・山-5	湧き水モニタリング	モニタリングの実施		●					○	◎	
		水情報の発信					●		○	◎	
天・山-6	分収造林の整備 「平成日進の森林」の造林事業	森林の整備・保全		●				◎			
天・山-7	なごや東山の森づくり	緑化の推進		●				◎	○		
天・山-8	天白・川辺の楽校	啓発					●			◎	

※「小区分」については付表を参照下さい。

凡例：◎：主たるテーマ区分 ○：副次的なテーマ区分

■：他流域と重複するため、表記を省略したアクションシートは灰色で表記しています。

天・山-5 湧き水モニタリング

機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化		
小区分	モニタリングの実施、水情報の発信						
テーマ区分	森づくり	郷づくり	まちづくり		川・里海づくり		
対象区分	ハード	ソフト	登録年度	平成 19 年度			
実施主体	名古屋市、市民グループ		一覧表番号	123～124			
取組の内容	<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水循環の一つの指標と考えられる湧き水の状況を、市民と協働で把握し、水循環に対する市民の関心を高め、行動のきっかけとする。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 市内 10 エリアの湧き水を、市民モニターが年 4 回調査を実施</p> <p>3 取組の連携・協働 市民により湧き水モニタリングを実施し、市が結果をとりまとめ公表する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水の環(わ)復活 2050 なごや戦略</p>						
指標とする項目	モニター登録人数	指標の説明	—				

天・山-6 分収造林の整備 「平成日進の森林」の造林事業

機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化		
小区分	森林の整備・保全						
テーマ区分	森づくり	郷づくり	まちづくり		川・里海づくり		
対象区分	ハード	ソフト	登録年度	平成 19 年度			
実施主体	日進市		一覧表番号	208			
取組の内容	<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水源を守り、森林を保護することを目的として、日進市の費用負担により、味噌川ダム左岸の国有林地「平成日進の森林」の造林事業を実施している。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 ヒノキ植林、分収 (平成 5 年～10 年にヒノキを植林、80 年後に日進市、森林管理局で分収) ・ 実施場所 味噌川ダム左岸 ・ 実施時期 10 月中旬</p> <p>3 取組の連携・協働 木祖村</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 分収造林地平成日進の森林に関する協定</p>						
指標とする項目	育樹齋参加人数	指標の説明	—				

伊勢湾沿岸域(知多半島等)の取組一覧

取組番号	取組名	小区分	機能区分					テーマ区分			
			きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化	森	郷	まち	川・海
伊勢-1	水生生物調査	水質等の調査	●								◎
		動植物の調査・保全			●						◎
伊勢-2	水源涵養林育成事業	森林の整備・保全		●					◎		
伊勢-3	海岸環境整備事業	自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生			●						◎
		身近な水辺の親水性の向上				●					◎
		水辺景観の保全					●				◎

※「小区分」については付表を参照下さい。

凡例：◎：主たるテーマ区分 ○：副次的なテーマ区分

 :他流域と重複するため、表記を省略したアクションシートは灰色で表記しています。

伊勢-2 水源涵養林育成事業

機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化		
小区分	森林の整備・保全						
テーマ区分	森づくり		郷づくり	まちづくり	川・里海づくり		
対象区分	ハード		ソフト	登録年度	平成 19 年度		
実施主体	愛知用水土地改良区		一覧表番号	60			
取組の内容	<p>1 取組の目的、背景及び必要性 平成 3 年愛知用水通水 30 周年を期に、愛知用水サミット宣言の趣旨に基づき、「受益市町連絡会議」が設置された。(現在は「愛知用水利水者連絡協議会」)</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 育樹祭。過去に植樹したヒノキの間伐 ・ 実施場所 牧尾ダム周辺 ・ 実施時期 毎年 5 月下旬頃 <p>3 取組の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育樹祭は受益市町、水源地域である王滝村、木曽町、木曽森林組合のほか、愛知県、水資源機構、愛知用水土地改良区が参加 ・ 愛知用水土地改良区は、育樹場所の選定、植樹後の管理（下草刈等）を行っている。 <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <ul style="list-style-type: none"> — <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>愛知用水サミット宣言</u></p> <p>私たちは、愛知用水の水源村と受益市町といった立場の違いを越え、21世紀に向けて、限りある貴重な水の確保とこれからの愛知用水のあるべき姿について、今後引き続き、対話と協調の道を歩む必要性を確認し、この愛知用水サミットにおいて、次のとおり宣言する。</p> <p>一 私たちは、愛知用水のいのちの水がめである牧尾ダムの美しい姿を後生に残すため、牧尾ダム周辺の景観整備とダムを潤す水源涵養林の保護、育成に努めるものとする。</p> <p>二 受益市町は牧尾ダムの建設と管理に協力してきました、王滝・三岳両村の方々に感謝し、人と人との交流の拡大等を通じて、両村の一層の発展に寄与するものとする。</p> <p>三 受益市町は、水の有効利用や水質の保全に努めるとともに、住民に対して、これら水に関する広報、啓蒙活動をより一層活発に行うものとする。</p> </div>  						
指標とする項目	整備面積	指標の説明	—				

水循環基本計画と今後の動向

1. 水循環基本法 (H26. 4 公布、H26. 7 施行)

○要点

- (1)水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
- (2)水循環施策の実施にあたり 5 つの基本理念を明確化
- (3)国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
(水循環の重要性、水の公共性、健全な水循環への配慮、流域の総合的管理、
水循環に関する国際的強調)
- (4)水循環基本計画の策定
- (5)水循環施策推進のための基本的施策を明確化

2. 水循環政策本部 (H26. 7 設置)

水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、水循環基本法に基づき内閣に設置

【構成員】

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官及び水循環政策担当大臣（国土交通大臣）

本部員：本部長、副本部長以外の全ての国務大臣

3. 水循環基本計画

○策定に向けたこれまでの流れ

- ・ 平成 26 年 7 月 1 日 水循環基本法の施行
水循環政策本部設置及び本部事務局の設置
- ・ 平成 27 年 7 月 10 日 関議（水循環基本計画の決定）

○要点

- (1)流域単位で流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定する。
- (2)森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、行政、事業者、団体、住民等が
それぞれ連携して活動する流域マネジメントを行い、流域の適切な保全や管理、施設
整備、活動等を、地域の実情に応じ実施し、流域の総合的かつ一体的な管理を行う。

4. 今後の動向

○水循環政策本部の今後の展開

- ・内閣官房水循環政策本部事務局の総合調整の下、国は地方公共団体とともに、流域水循環協議会の設置・運営、情報共有を行う。本部事務局は、基本計画策定に係る調査・技術面等での支援を行う。
- ・先行的にいくつかの流域で流域水循環協議会を立ち上げ、流域水循環計画を作成する。それらを受け、全国で水平展開する。
- ・流域マネジメントを推進するために、既に各地域で作成された水循環に関する計画等との位置づけを明確にするためのスキームの構築。
- ・先進的な流域マネジメントを実施している団体の活動を支援すると共に、他の流域にとっての参考となる取組事例の収集、分析、整理を行う、モデル調査（3団体）を実施。
- ・流域水循環計画の第一弾として17計画を認定。

5. 参考

■ 水循環基本計画

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/kihon_keikaku.html>

■ 水循環政策本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/>

水循環基本法の概要

目的（第1条）

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義（第2条）

1. 水循環

→水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念（第3条）

1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務（第4条～第7条）

○施策の基本方針（第9条）

○法制上の措置等（第11条）

○関係者相互の連携及び協力（第8条）

○水の日（8月1日）（第10条）

○年次報告（第12条）

水循環基本計画（第13条）

基本的施策（第14条～第21条）

- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 流域連携の推進等
- 健全な水循環に関する教育の推進等
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 科学技術の振興
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部（第22条～第30条）

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- 水循環基本計画案の策定
- 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組
織

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

水循環政策担当大臣（国土交通大臣）

本部員：全ての国務大臣

水循環基本計画の概要

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本の方針

- 1 流域における総合的かつ一體的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 國際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一體的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一體的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) ウインフラの戦略的な維持管理・更新等

第3部 水循環に關する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

- 1 水循環に関する施設の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関する調査の公表

平成 28 年度 水質環境基準の水域類型の見直し（予定）（愛知県）

1 水質環境基準の水域類型の指定及び見直しの経緯

河川の水質については、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めるものとされています。

生活環境の保全に関する水質環境基準は、水域の利用目的に応じて 6 つの類型が設けられ、同法に基づき都道府県知事が水域の類型を指定（二以上の都道府県の区域にわたる木曽川等の水域は国が指定）することとされています。

これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされています。

本県では、昭和 45・46 年度にかけて 37 水域が類型を指定され、その後、順次追加され、現在 49 水域が類型を指定されている（表 1）。また、平成 7 年度から 16 年度にかけて、類型の見直しがされています。

表 1 河川における水域類型の指定の状況及び水質環境基準

類型区分	水域数	環境基準	類型区分	水域数	環境基準	(備考)
A A	4	1 mg/L 以下	表中の環境基準は生物化学的酸素要求量（BOD）※の値である。	C	1 4	5 mg/L 以下
A	1 0	2 mg/L 以下		D	1 0	8 mg/L 以下
B	5	3 mg/L 以下		E	6	10 mg/L 以下

※BOD：河川の有機汚濁の代表的な指標。

2 平成 28 年度水域類型の見直し

平成 7 年度から 16 年度にかけて行った水域類型の見直し後、県内河川の水質はさらに改善され、現状より上位類型の水質環境基準を継続的に満足する水域が多くなってきました。

そこで県内河川を 4 ブロックに分け、過去 5 年又は 10 年の水質状況を踏まえた上で、人口動態・下水道普及率等による水質の将来水質予測（5 年後、10 年後）を行い、平成 28 年度から 31 年度にかけ、上位類型への見直しを進めることとしています（表 2）。

表 2 水域類型の見直し予定

年度	28	29	30	31
水域名	・庄内川等水域の一部（日光川、新川下流、五条川下流） ・豊川等水域	・矢作川水域	・境川等水域	・庄内川等水域 (H28 の水域を除く。) ・その他の水域

3 平成 28 年度 水域類型の見直し（予定）

平成 28 年度は表 3 に掲げる 9 水域について見直しを行う予定です。

表 3 平成 28 年度に水域類型を見直す水域の環境基準達成状況（将来予測）と見直し案（BOD: 75% 値）

水域区分	水域名	類型		達成期間		類型指定年度（見直し）	環境基準達成状況						
		現行	見直し案	現行	見直し案		H22	H23	H24	H25	H26	参考	将来予測
庄内川等水域	日光川 (全域)	E	D	ハ	イ	S46	上位類型	○	○	○	○	○	○
	新川下流 (新橋より下流)	E	D	ハ	イ	S46	現行類型	○	○	○	○	○	○
	五条川下流 (待合橋より下流)	E	D	イ	イ	S46	上位類型	○	○	○	○	○	○
豊川等水域	豊川下流 (下条上水道取水地点より下流)	B	A	イ	イ	S46	現行類型	○	○	○	○	○	○
	豊川放水路 (全域)	C	B	イ	イ	S46	上位類型	○	○	○	○	○	○
	音羽川 (全域)	C	B	イ	イ	S61	現行類型	○	○	○	○	○	○
	佐奈川 (全域)	D	C	イ	イ	S61 (H10)	上位類型	○	○	○	○	○	○
	汐川 (全域)	E	D	ハ	イ	S61	現行類型	○	○	○	○	○	○
	梅田川 (全域)	C	C	ハ	イ	S49	上位類型	×	×	○	×	○	×

備考：環境基準達成状況の上位類型の各年度の欄中、現行類型より 1 ランク上位の類型と比較して達成している場合は「○」を、達成していない場合は「×」としています。

：達成期間

水質環境基準の達成に必要な期間で、類型指定と合わせて次の 3 つが設定されています。

- ・「イ」直ちに達成
- ・「ロ」5 年以内に可及的速やかに達成
- ・「ハ」5 年を超える期間で可及的速やかに達成

<参考>

1 水質環境基準（河川）の類型

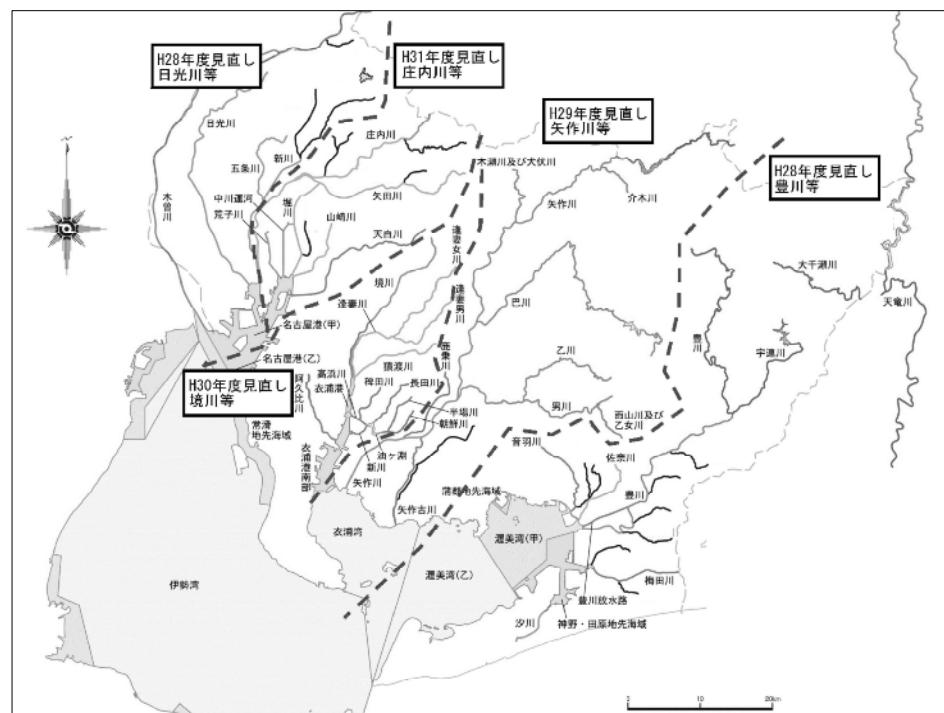
類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水 3 級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2 水域類型指定の見直し予定図



第8次水質総量削減に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案） に対する意見募集について

愛知県では、水質汚濁防止法の規定に基づき、これまで7次にわたり総量削減計画及び総量規制基準を定めて、伊勢湾（三河湾を含む。）の水質改善に取り組んできました。昨年9月に、国が平成31年度を目標年度とした、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第8次の総量削減基本方針を策定するとともに総量規制基準の範囲を定めたことから、本県では、国の基本方針及び基準の範囲に基づいて、第8次の総量削減計画を策定し、総量規制基準を設定するための検討を進めています。

このたび、それらの案がまとまりましたので、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、下記のとおり、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成29年1月31日（火）から平成29年3月1日（水）（郵便は当日消印有効）まで

2 意見の提出方法

お住まいの市町村名、性別、年齢、職業を御記入のうえ、別添様式により、郵便、ファクシミリ又はEメールにより、下記問合せ先に提出してください。

※電話での御意見については、対応できませんので御了承ください。

3 総量削減計画案及び総量規制基準案の閲覧方法

愛知県ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/8soryo-pcbosyu.html>）から、資料の閲覧（ダウンロード）ができます。

また、水地盤環境課、県民相談・情報センター、各県民相談室及び新城設楽振興事務所広報コーナーにおいて閲覧ができます。

4 提出いただいた御意見への対応

- (1) 提出いただいた御意見は、総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定をする際の参考にさせていただきます。
- (2) 御意見に対して個別には回答はいたしませんが、いただいた御意見を取りまとめた概要等についてホームページに掲載する予定です。
- (3) 提出いただいた御意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

5 問合せ先

愛知県環境部水地盤環境課三河湾環境再生グループ

〒460-8501 （住所記入不要）

電話 052-954-6220（ダイヤルイン）

FAX 052-961-4025

Eメール mizu@pref.aichi.lg.jp



別添様式

愛知県環境部水地盤環境課三河湾環境再生グループあて

郵送：〒460-8501（住所記入不要）

ファクシミリ：052-961-4025

電子メール : mizu@pref.aichi.lg.jp

件名：「総量削減計画（案）等に対する意見」としてください。

第8次水質総量削減に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）に対する意見

お住まいの市町村名	年齢	性別	職業
	歳	男・女	

〈意見〉

第8次水質総量削減に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）について

総量削減制度の概要及び経緯

- 総量削減制度は、伊勢湾（三河湾を含む）、東京湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るために、水質汚濁防止法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。
- 環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定めることとされている。
- 都道府県知事は、国の大綱に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る削減目標量、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。また、都道府県知事は、総量削減計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- 本県は、昭和55年度から7次にわたり総量削減計画等を定めて汚濁負荷の削減に取り組んできた。しかし、今後も水環境改善を進める必要があるとして、国は、昨年9月に、平成31年度を目標とする第8次総量削減基本方針を策定し、総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を改正した。
- このため、昨年11月に、県環境審議会に第8次の総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について諮問し、同水質部会で審議してきた。

I 総量削減計画（案）の概要

1 削減の目標

- 目標年度：平成31年度
- 削減目標量

(単位：トン／日)

	COD		窒素含有量		りん含有量	
	削減目標量	26年度実績	削減目標量	26年度実績	削減目標量	26年度実績
生活排水	40	43	26	27	2.0	2.1
産業排水	25	27	13	13	1.1	1.2
その他	9	9	18	18	1.3	1.3
合 計	74 (6.3%)	79	57 (1.7%)	58	4.4 (4.3%)	4.6

- ・「その他」は、畜産、水田や畑等の農地、山林等からの汚濁負荷量
- ・（ ）内は、26年度実績に対する削減率



総量削減制度の対象地域等

- ・斜線部が対象となる伊勢湾の範囲
- ・着色部が総量削減計画の対象地域
- ・愛知県、岐阜県、三重県が各県域を対象とした総量削減計画を策定

2 削減目標量の達成の方途

- 生活排水処理施設の整備
 - ・下水道の整備
 - 処理人口5,504千人を目標として整備を推進する（26年度末の処理人口：5,195千人）。
 - ・合併処理浄化槽の転換促進等
 - 市町村による補助対象基数10,000基（H27～31年度累計）を目標として整備を促進する。
 - ・農業集落排水処理施設の整備
 - 処理人口244千人を目標に整備を推進する（26年度末の処理人口：238千人）。
- 総量規制基準の設定
 - ・総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。
- その他の汚濁発生源に係る対策
 - ・総量規制の対象とならない小規模の工場・事業場に対して、汚濁負荷量の削減を指導する。
 - ・肥料等の適正使用により農地からの汚濁負荷量の削減を図る。
 - ・家畜排泄物の適正な処理の推進、エネルギー利用の検討を進める。
- 環境教育、啓発等
 - ・「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、継続的・発展的な環境学習を推進する。等

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- しゅんせつ・覆砂、干潟の保全・造成、窪地の埋戻し等を実施する。
- 港湾等において、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。
- NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働の取組を推進する。
- 中小企業者等に対して、融資制度等により支援を行う。等

II 総量規制基準について

1 総量規制の仕組み

- 排水量 50m³/日以上の工場等が総量規制の対象となる。
- 規制項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量である。
- 畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。

このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の区分ごとに総量規制基準の範囲を定め、県はその範囲内で総量規制基準を定めることとされている。

- 本県は、業種等を水量等によりさらに区分しており、排水の発生時期の区分とあわせ、第 7 次総量規制において、化学的酸素要求量については 816、窒素含有量は 646、りん含有量は 612 の総量規制基準を定めている。
- なお、以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される汚濁負荷量の許容限度となる。

$$\text{・総量規制基準値 (kg/日) = 県の定める総量規制基準 (mg/L) \times 排水量 (m}^3/\text{日}) \div 1000$$

県の定める総量規制基準の例（化学的酸素要求量の 7 次基準 抜粋）（単位：mg/L）

整理番号	業種等の区分	排水の発生時期			
		S55.6.30 以前	S55.7.1 ～H3.6.30	H3.7.1 以降	
2	畜産農業	1 0 0	7 0	7 0	
44	清酒製造業	ア 日平均排水量 400 立方メートル以上 の工場に限る。	3 0	3 0	3 0
		イ 日平均排水量 400 立方メートル未満 の工場に限る。	4 0	4 0	4 0
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	ア し尿浄化槽（処理対象の人員が 200 人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	6 0	4 0	4 0
		イ その他	2 0	2 0	2 0

2 総量規制基準見直しの概要

- 事業場の排出の実態を踏まえ見直しの検討を行った。
- なお、見直しの対象となる事業場については、個別に総量規制基準の遵守可能性を確認し、必要に応じ見直し案の修正を行った。

3 総量規制基準（案）の概要

- 下表に示すように、化学的酸素要求量については 17 の基準を、窒素含有量については 38 の基準を、りん含有量については 61 の基準を見直す案を取りまとめた。
- なお、以上の見直しによる総量規制基準（案）については、事業者の排水の実態等により、事業者が遵守可能なものであることを確認している。

表 見直しの検討に係る総量規制基準の数

項目	基準総数 (A)	下限値に設定済みの基準数 (B)	見直し検討対象の基準数 (A-B)	見直しを行う基準数
化学的酸素要求量	8 1 6	7 4 1	7 5	1 7 (2.1%)
窒素含有量	6 4 6	3 7 2	2 7 4	3 8 (5.9%)
りん含有量	6 1 2	2 9 4	3 1 8	6 1 (10.0%)

() は、総数に対する見直しを行う数の割合を示す。

構想の見直しについて

- 【策定方針】
- 方針① 污水処理施設の10年程度での概成（本県では污水処理人口普及率95%を概成とする）
 - 方針② 効率的な改築更新及び運営管理

Aichi-WAtter Recovery Plan

全県域汚水適正処理構想

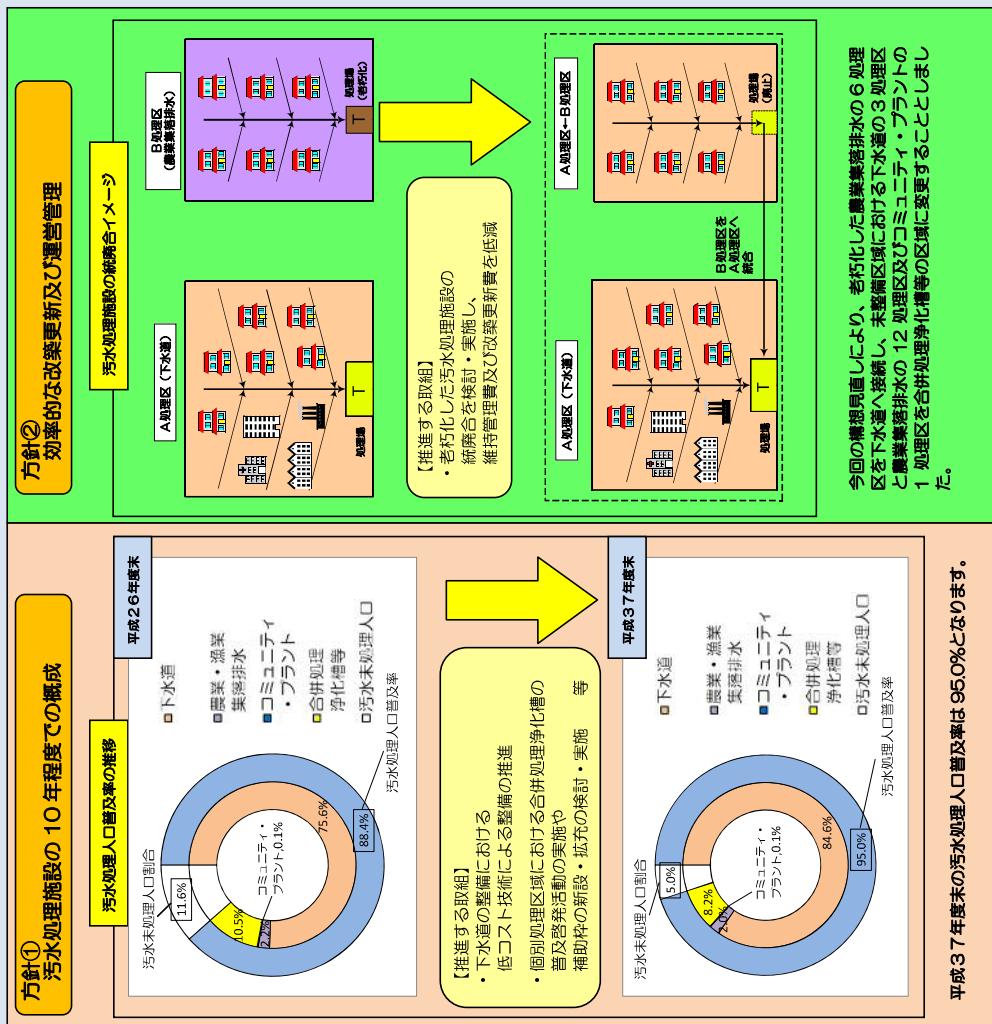


五条川

平成28年7月



愛知県



愛知県 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 TEL : 052-954-6531 【建設部下水道課】

全県域汚水適正処理構想策定連絡会議構成部局

環境部資源循環推進課

農林水産部水産課

建設部下水道課

【環境部水地盤環境課】

ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.lg.jp/seisaku/0000049447.html>

全県域汚水適正処理構想

主な汚水処理施設の種類



集合処理と個別処理

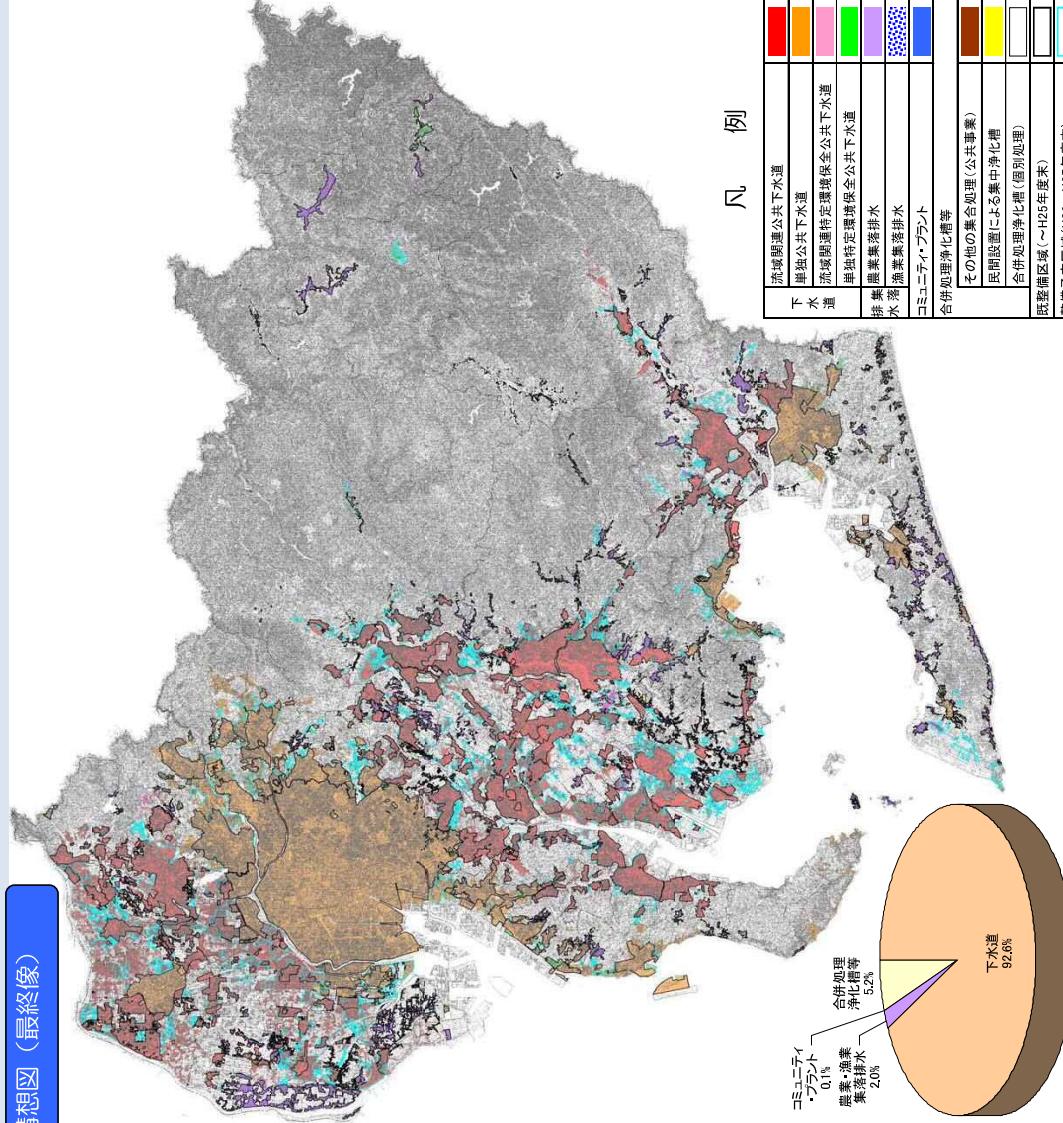


将来（最終像）において実施される汚水処理施設

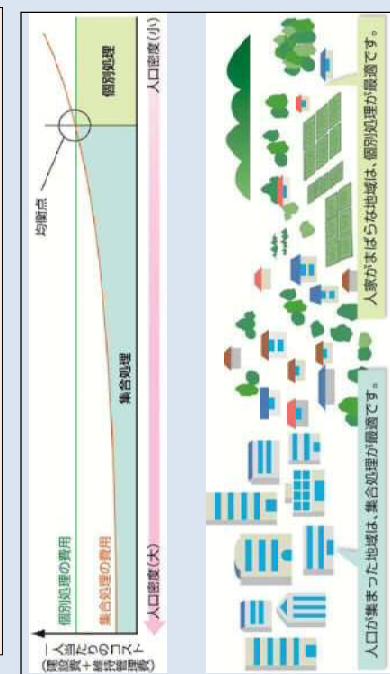
施設区分	下水道	流域開闢公共下水道	単独公共下水道	流域開闢特定環境保全公共下水道	単独特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コムニティ・プラント	合併処理浄化槽等	その他集合処理（公共事業）	民間設置による集中消化槽	合併処理浄化槽（個別処理）	既存備蓄区域（～H25年度末）	整備予定期域（H26～H37年度末）	
計	51	25	8	52	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52

「全県域汚水適正処理構想」は、汚水処理施設の特性、経済性等を総合的に勘案し、県内市町村の作成する汚水適正処理構想を踏まえた上で、愛知県が取りまとめた汚水処理施設の整備に関する総合的な構想です。

構想図（最終像）



例



汚水処理施設別の将来割合

施設区分	流域開闢公共下水道	単独公共下水道	流域開闢特定環境保全公共下水道	単独特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コムニティ・プラント	合併処理浄化槽等	その他集合処理（公共事業）	民間設置による集中消化槽	合併処理浄化槽（個別処理）	既存備蓄区域（～H25年度末）	整備予定期域（H26～H37年度末）	
計	51	25	8	52	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52

水循環再生行動計画（第3次）イベントカレンダーの作成

1 イベントレンダー作成の提案

各構成員が実施する、健全な水循環の再生に向けた取組みを一覧表にまとめたイベントカレンダーと昨年度の取組み実績イベントカレンダーの作成を提案します。

作成したイベントカレンダーは水循環再生地域協議会ホームページへ掲載します。

これにより、構成員相互の情報共有や取組みの連携・強化に繋がることを期待します。

後日、事務局より記入様式を送付します。

2 「水の日」と「水の週間」

水循環基本法（平成26年法律第16号）により、毎年8月1日は、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解や関心を深める日として「水の日」と定められました。同法により国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされ、また、8月1日を初日とする一週間は「水の週間」とされています。